

低圧絶縁監視装置の取扱いおよび警報受信時の対応について

- 1 低圧絶縁監視装置の設置について
 - (1) 甲は、低圧絶縁監視装置の設置場所および電源を提供することとし、乙が設置した低圧絶縁監視装置は乙に無断で移設、取外し、修理等を行わないこと。
 - (2) 乙は、低圧絶縁監視装置を設置するときは、無停電で行うこと。
 - (3) 乙は、低圧絶縁監視装置の動作条件を事前に甲に書面で提示することとし、その条件を変更した場合も同様とする。
 - (4) 乙は、低圧絶縁監視装置の取扱説明書を事前に甲に提出すること。
 - (5) 乙は、低圧絶縁監視装置が監視する電流と同じ成分を測定できるクランプメーター等の器具を使用し、各変圧器ごとに低圧絶縁監視装置の表示値の妥当性について確認作業を行い、その結果を書面で甲に提出すること。
- 2 低圧絶縁監視装置の運用について
 - (1) 乙は、24時間体制で監視を行い、発報時に主任技術者等を派遣できる体制をとること。
 - (2) 乙は、本市場に設置されている全ての変圧器のB種接地線について、個別に低圧絶縁監視を行うこと。
 - (3) 乙は、低圧絶縁監視装置が正常に稼働するようにメンテナンスを行うこと。
 - (4) 乙は、低圧絶縁監視装置から発せられる警戒警報および特別警戒警報（以下「警報」という。）を通信回線により、乙の事業所で自動受信することとし、その受信記録を甲乙で3年間保存しなければならない。
 - (5) 乙は、甲から低圧絶縁監視装置の受信記録の提出を求められた場合は、これに応じること。
- 3 警報受信時の対応について
 - (1) 警報の定義は、仕様書の5の(7)によるものとする。
 - (2) 甲は、乙が夜間休日等に警報を受信した場合の連絡先を、事前に乙に通知することとし、連絡先を変更した場合も同様とする。
 - (3) 乙は、警報を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の警報を繰り返し受信したときは、原則として甲に連絡の上、夜間休日等を問わず直ちに主任技術者等を現場に派遣し、その原因調査を行うとともに、事故防止のための適切な措置をとること。ただし、主任技術者等が現場の状況を確認した上で、直ちに事故が発生する恐れがないと判

断した場合は、調査の一部を後日実施することができる。

(4) 乙は、発報の原因となった箇所の特特定を行い、甲に書面で具体的な改修箇所、改修方法等の助言を行うこと。

(5) その他、警報を受信した場合の対応は、仕様書の5の関連法令等によること。

4 低圧絶縁監視装置の撤去について

(1) 乙は、契約期間が満了した場合又は契約が解除された場合は低圧絶縁監視装置を取り外さなければならない。

(2) 乙は、低圧絶縁監視装置を取り外す場合には、無停電で行うこと。